

甲 第 212 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 112.5」に、「100 分の 107.5」を「100 分の 92.5」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 62.5」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 52.5」とする。

第 2 条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体等の職員であつた者が引き続きこの条例の適用を受ける職員となつた場合において、当該職員となつた日の前日における勤務地等を考慮して任命権者が必要と認めるときは、地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 20 以下の範囲内で別に定める率を乗じて得た額とすることができる。

第 18 条第 2 項中「100 分の 112.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 92.5」を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第4条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の207.5」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事委員会勧告に伴い、職員の期末手当の支給割合を改定する等のため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 213 号 議 案

岡山市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

岡山市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築，改築，修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除について岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の特例を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、特別償却設備（過疎地域の持続的発展の支

援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）の取得等（資本金の額又は出資金の額が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。以下同じ。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

（課税免除の期間）

第3条 前条の規定による課税免除（以下「課税免除」という。）の期間は、新たに固定資産税が課されることとなつた年度以降3年度分とする。

（課税免除の申請等）

第4条 課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

2 課税免除を受けている者は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 規則で定める事項に変更が生じたとき。

(2) 当該課税免除に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

（課税免除の取消し）

第5条 市長は、課税免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その課税免除を取り消すことができる。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第150条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第127条の規定により青色申告の承認を取り消されることとなつたとき。

(2) 課税免除に係る事業を廃止し、若しくは休止したとき又は課税免除に係る事業が休止の状態にあると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な行為により課税免除を受けたとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等をした者について、特別償却設備等に対して課する固定資産税については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、旧建部町の区域における固定資産税の課税免除に必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 214 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 4 4 年市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条に次の 3 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該交付を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。
- 5 前項の規定により申請を行う者は、入力する事項についての情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。
- 6 市長は、第 4 項の規定による申請があつた場合において、当該申請が適正であると認めるときは、当該申請を行った者に、郵便により印鑑登録証明書を送付する。

第 1 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 1 2 条第 4 項の規定により申請を行う者は、印鑑登録証明書の送付に要する費用を負担しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明書の交付の申請をオンラインで行えるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 215 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 36 年市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る岡山市国民健康保険条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 216 号 議 案

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

岡山市公衆浴場法施行条例（平成 12 年市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 5 号を加える。

- (6) ろ過装置 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。
- (7) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。
- (8) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。
- (9) 調節箱 洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）をいう。
- (10) 循環配管 湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。

第 4 条の見出し中「衛生措置」を「衛生措置等」に改め、同条第 1 号アに次のように加える。

(㌸) 浴室の配管は、内部の浴槽水が適切に排水できる構造とすること。

第 4 条第 1 号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エに次のように加える。

(イ) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(ウ) 点検、清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること。

第 4 条第 1 号エを同号オとし、同号ウ中「オーバーフロー回収槽（浴槽からの溢水）」を「オーバーフロー水（浴槽からの溢水をいう。以下同じ。）」を使用し、及びオーバーフロ

一回収槽（オーバーフロー水」に改め，同ウ（ア）中「回収槽」を「オーバーフロー水及び回収槽」に改め，同ウを同号エとし，同号イの次に次のように加える。

ウ 貯湯槽を設ける場合

(ア) 通常の使用状態において，湯の補給口，底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち，かつ，最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。

(イ) (ア)により難しい場合は，レジオネラ属菌が繁殖しないように，貯湯槽水の消毒設備が設けられていること。

(ウ) 完全に排水できる構造とすること。

第4条第2号中「衛生措置」を「衛生措置等」に改め，同号ア（イ）中「昆虫等」を「衛生害虫等」に改め，同アに次のように加える。

(エ) 脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち，かつ，換気を行うこと。

第4条第2号イ（ウ）a中「塩素系薬剤」の次に「（モノクロラミンを除く。）」を加え，「0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下」を「0.4ミリグラム以上」に改め，同（ウ）b中「消毒に，原湯」を「原湯」に，「塩素系薬剤を使用できない場合，他の」を「a及びbに規定する消毒方法以外の」に改め，同bを同（ウ）cとし，同（ウ）aの次に次のように加える。

b 浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は，浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定し，当該濃度を通常1リットル中に3.0ミリグラム以上に保つこと。この場合において，その測定記録を3年間保存すること。

第4条第2号ウ（イ）中「浴槽水を循環させるための配管」を「循環配管」に改め，「消毒する」の次に「とともに，年に1回程度は内部を点検し，生物膜がある場合は除去する」を加え，同ウに次のように加える。

(エ) 集毛器は，毎日清掃し，及び消毒すること。

第4条第2号エ中「（原湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）」を削り，同エ（ア）中「原湯」を「原湯等」に，「保つ等」を「保ち，かつ，最大使用時にも摂氏55度以上とし，これにより難しい場合は消毒装置を設置する等」に改め，同エに次のように加える。

(ウ) 定期的に保守点検し，設備の破損等及び温度計の性能の確認を行い，必要に応

じて補修等を行うこと。

第4条第2号カを同号シとし、同号オ（ウ）中「10歳」を「7歳」に改め、同オに次のように加える。

（オ）新規営業開始時及び休止後の再開時は、浴槽、配管等を十分に消毒した後に営業を開始し、及び再開するよう努めること。

第4条第2号中オをサとし、エの次に次のように加える。

オ 回収槽を設ける場合は、定期的に回収槽及びオーバーフロー還水管の内部の清掃及び消毒を行うこと。

カ 水位計を設ける場合は、週に1回以上適切な方法で消毒し、生物膜を除去すること。

キ 調節箱を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

ク 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設ける場合は、適宜清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように管理すること。

ケ シャワーを設ける場合

（ア）シャワーは、週に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

（イ）シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、並びに内部の汚れ及びスケールを年に1回以上洗浄し、及び消毒を行うこと。

コ 屋外に浴槽を設ける場合であって浴槽の周囲に植栽があるときは、浴槽に土が入り込まないように努めること。

第5条の見出し中「衛生措置」を「衛生措置等」に改め、同条第1号カ中「（ソ）」の次に「（タ）」を加え、「からキ」を「からク」に改め、同条第2号中「衛生措置」を「衛生措置等」に改める。

第6条第1号カ中「キ」を「ク」に改め、同条第2号中「衛生措置」を「衛生措置等」に改め、同号エ中「イ（エ）、エ、オ（エ）及びカ」を「（エ）、イ（エ）、エからコまで、サ（エ）、（オ）及びシ」に改める。

第7条第1号ウ中「水素イオン濃度」を「pH値（水素イオン濃度）」に改め、「PH値」を削り、同号エ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物（全有機炭素（T

OC) の量をいう。以下同じ。) が1リットル中に3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同号オを次のように改める。

オ 大腸菌は、検出されないこと。

第7条第2号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物が1リットル中に8.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同号ウ中「大腸菌群」の次に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を加える。

第10条中「衛生措置」を「衛生措置等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1号ア(タ)、ウ並びにオ(イ)及び(ウ)並びに第5条第1号カの規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る公衆浴場(同日前に許可を受けた者から譲り受けた公衆浴場であって同日以後に改修していないものを除く。)及び同日前の許可に係る公衆浴場であって同日以後に改修したものについて適用し、同日以後の許可に係る公衆浴場(同日前に許可を受けた者から譲り受けた公衆浴場であって同日以後に改修していないものに限る。)及び同日前の許可に係る公衆浴場であって同日以後に改修していないものについては、なお従前の例による。

提案理由

公衆浴場の構造設備及び衛生措置等に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 217 号 議 案

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

岡山市旅館業法施行条例（平成 12 年市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号カ中「屋外」を「屋外の浴槽を設ける場合は、屋外」に改め、同カを同号クとし、同号オ中「は、空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造であること。」を削り、同オに次のように加える。

- (ア) 空気取入口にフィルター等を設け、土ぼこり等が入らない構造とすること。
- (イ) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。
- (ウ) 点検、清掃及び排水が容易に行うことができる構造とすること。

第 3 条第 1 項第 1 号オを同号キとし、同号エ中「オーバーフロー回収槽（浴槽からの溢水）」を「オーバーフロー水（浴槽からの溢水をいう。以下同じ。）」を使用し、及びオーバーフロー回収槽（オーバーフロー水」に改め、同エ（ア）中「回収槽」を「オーバーフロー水及び回収槽」に改め、同エを同号カとし、同号ウ（ウ）中「集毛器」の次に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）」を加え、同ウを同号エとし、同エの次に次のように加える。

オ 貯湯槽（原湯等を貯留する槽（タンク）をいう。以下同じ。）を設ける場合

- (ア) 通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。
- (イ) （ア）により難しい場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように、貯湯槽水の消

毒設備が設けられていること。

(ウ) 完全に排水できる構造とすること。

第3条第1項第1号イの次に次のように加える。

ウ 浴室の配管は、内部の浴槽水が適切に排水できる構造とすること。

第3条第1項第1号に次のように加える。

ケ サウナ室又はサウナ設備を設ける場合

(ア) サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材質を用いた構造とすること。

(イ) サウナ室の床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。

(ウ) サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を備えるとともに、室内には温湿度計及び非常用ブザーを設けること。

(エ) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

第3条第1項第2号中「昆虫」を「衛生害虫」に改める。

第6条第4号ウ中「サ」を「ツ」に改め、同ウ（ア）中「塩素系薬剤」の次に「（モノクロラミンを除く。）」を加え、「0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下」を「0.4ミリグラム以上」に改め、同ウ（イ）中「消毒に、原湯」を「原湯」に、「塩素系薬剤を使用できない場合、他の」を「（ア）及び（イ）に規定する消毒方法以外の」に改め、同（イ）を同ウ（ウ）に改め、同ウ（ア）の次に次のように加える。

(イ) 浴槽水の消毒にモノクロラミンを使用する場合は、浴槽水中のモノクロラミン濃度を頻繁に測定し、当該濃度を通常1リットル中に3.0ミリグラム以上に保つこと。この場合において、その測定記録を3年間保存すること。

第6条第4号エ中「サ」を「ツ」に改め、同号ケ（イ）中「浴槽水を循環させるための配管」を「循環配管（湯水を浴槽とろ過装置等との間で循環させるための配管をいう。）」に改め、「消毒する」の次に「とともに、年に1回程度は内部を点検し、生物膜がある場合は除去する」を加え、同ケに次のように加える。

(エ) 集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。

第6条第4号コ中「（原湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）」を削り、同コ（ア）中「保つ等」を「保ち、かつ、最大使用時にも摂氏55度以上とし、これにより難しい場合は

消毒装置を設置する等」に改め、同コに次のように加える。

(ウ) 定期的に保守点検し、設備の破損等及び温度計の性能の確認を行い、必要に応じて補修等を行うこと。

第6条第4号中セをナとし、スをトとし、シをテとし、同号サ(ア) c中「水素イオン濃度」を「pH値(水素イオン濃度)」に改め、「PH値」を削り、同(ア) d中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物(全有機炭素(TOC)の量をいう。以下同じ。)が1リットル中に3.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同(ア) eを次のように改める。

e 大腸菌は、検出されないこと。

第6条第4号サ(イ) b中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「有機物が1リットル中に8.0ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同(イ) c中「大腸菌群」の次に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌^{かん}であって乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を加え、同サを同号ツとし、同号コの次に次のように加える。

サ 回収槽を設ける場合は、定期的に回収槽及びオーバーフロー還水管の内部の清掃及び消毒を行うこと。

シ 水位計を設ける場合は、週に1回以上適切な方法で消毒し、生物膜を除去すること。

ス 調節箱(洗い場の湯栓(カラン)やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽(タンク)をいう。)を設ける場合は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

セ 浴槽に気泡発生装置又はジェット噴射装置を設置する場合は、適宜清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように管理すること。

ソ シャワーを設ける場合

(ア) シャワーは、週に1回以上内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、並びに内部の汚れ及びスケールを年に1回以上洗浄し、及び消毒を行うこと。

タ 屋外に浴槽を設ける場合であって浴槽の周囲に植栽があるときは、浴槽に土が入

り込まないよう努めること。

チ 新規営業開始時及び休止後の再開時は、浴槽、配管等を十分に消毒した後に営業を開始し、及び再開するよう努めること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第1号ウ、オ、キ（イ）及び（ウ）並びにケ、第2項第1号並びに第3項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る施設（同日前に許可を受けた者から譲り受けた施設であって同日以後に改修していないものを除く。）及び同日前の許可に係る施設であって同日以後に改修したものについて適用し、同日以後の許可に係る施設（同日前に許可を受けた者から譲り受けた施設であって同日以後に改修していないものに限る。）及び同日前の許可に係る施設であって同日以後に改修していないものについては、なお従前の例による。

提案理由

旅館・ホテル営業等に係る浴室の構造設備及び衛生措置等に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 218 号 議 案

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年市条例第 32 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 2 号の表を次のように改める。

区分		金額	備考
基本 料金	仮設便所	1 基 1 回当たり 3,000 円。ただ し、収集量が 216 リットルを超える 場合は、その超える部分が 36 リット ルまでごとに 470 円ずつ加算する。	
	上記以外	1 戸 1 回当たり 収集量が 36 リット ルまでごとにつき 470 円	
特別 料金	特別 作業 料金	仮設 便所	収集車から便槽まで の汲取可能な最短距 離が 40 メートルを 超えるものについて 加算して算定する。
		上記 以外	

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第2項第2号の表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る処理手数料について適用し、同日前の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

仮設便所のし尿処理手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 219 号 議 案

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市開発行為の許可基準等に関する条例（平成 13 年市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、当該区域には、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 29 条の 9 各号に掲げる区域を含まないものとする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「であつて、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域」を削る。

第 5 条第 1 項中「第 43 条第 1 項ただし書の許可」を「第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定若しくは同項第 2 号の規定による許可」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（第 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項、法第 42 条第 1 項ただし書及び法第 43 条第 1 項本文の許可（以下これらを「開発許可」という。）並びに施行日以後

に行われる法第29条第1項の許可に係る法第35条の2第1項本文の許可（以下「変更許可」という。）について適用し、施行日前に行われた申請に係る開発許可及び施行日前に行われた法第29条第1項の許可に係る変更許可については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画法の一部改正等に伴い、市街化調整区域に係る開発許可基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 220 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成 12 年市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書をいう。以下この項及び第 3 項において同じ。）若しくは住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書をいう。第 3 項において同じ。）又はこれらの写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

以下この条において同じ。） 12,400 円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下

この条において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500 平方メートル以内のもの 22,800 円

b 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 37,800 円

c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 63,100円

d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 101,200円

e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 154,600円

f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 262,800円

g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 332,900円

h 30,000平方メートルを超えるもの 378,000円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 46,800円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 110,200円

b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 176,500円

c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 348,900円

d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 624,900円

e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 1,074,400円

f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 1,988,000円

g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 2,840,500円

h 30,000平方メートルを超えるもの 3,479,700円

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 増築又は改築後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 18,700円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 34,300円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 56,700円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 94,600円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 151,900円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 232,000円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 394,300円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 499,400円

h 30,000平方メートルを超えるもの 567,000円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 70,200円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 165,400円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 264,800円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 523,300円

d 3,000平方メートルを超え,5,000平方メートル以内のもの 93
7,400円

e 5,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 1,
611,700円

f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの
2,982,000円

g 20,000平方メートルを超え,30,000平方メートル以内のもの
4,260,800円

h 30,000平方メートルを超えるもの 5,219,700円

第11条第2項中「第3項」を「第5項」に改め,「当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)を」を削り,同条第3項各号を次のように改める。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ,それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて変更後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合並びに同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ,それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 6,200円

(イ) 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあつては,当該増加する部分)の床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ,第1項第1号ア(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは,その端数金額を切り捨てた額)

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ,それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 23,400円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ,第1項第1号イ(イ)にそれぞれ定める額

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ,それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって変更後の増築又は改築後の当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写しの提出がある場合並びに同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 9,300円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 35,100円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ(イ)にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

第11条第4項中「当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を」を削り、同条第5項中「決定した場合」の次に「又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合」を加え、「3,000円」を「6,200円」に改め、同条第6項中「3,000円」を「6,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定申請審査手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 221 号 議 案

岡山市適応指導教室条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市適応指導教室条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市適応指導教室条例の一部を改正する条例

岡山市適応指導教室条例（平成 30 年市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市児童生徒支援教室条例

第 1 条中「学校に復帰するための指導，支援等を行うことにより，児童生徒の自立及び学校生活への適応を図る」を「学校への登校及び社会的自立のための指導，支援等を行う」に，「岡山市適応指導教室」を「岡山市児童生徒支援教室」に，「適応指導教室」を「支援教室」に改める。

第 2 条中「適応指導教室」を「支援教室」に改め，同条の表南部適応指導教室の項を次のように改める。

そよかぜ平福	岡山市南区三浜町一丁目 1 番 19 号
--------	----------------------

第 3 条中「適応指導教室」を「支援教室」に改め，同条第 5 号中「児童生徒が学校に復帰する」を「児童生徒の学校への登校及び社会的自立の」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「適応指導教室」を「支援教室」に改める。

附 則

この条例は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市適応指導教室の名称及び目的を改め、並びにそよかぜ平福を設置し、及び南部適
応指導教室を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。